

令和4年6月2日

デジタル大臣  
牧島かれん様

## 埼玉県におけるDX推進に関する要望

埼玉県知事 大野 元裕

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい始めてから2年が経過しました。国を挙げての感染拡大防止対策が次々と実施されてきた一方、これを奇貨として、遅れていると言われてきたデジタル化が官民ともに一気に進むこととなりました。

これから我が国は真の「トランスフォーメーション」実現への道筋を探し出し、着実に実行していく時期を迎えることとなります。

政府は、令和3年9月に発足したデジタル庁を司令塔として、デジタル田園都市国家構想の実現に向けて着々と政策を進めています。同年11月には「デジタル臨時行政調査会」が開催され、デジタル化の阻害要因解消のための規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討、実行するなど、デジタル化から社会変革に至る動きが更に加速するものと認識しています。

本県では、令和3年3月策定の「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」に基づき、本県におけるDXビジョンとロードマップを作成し、これを令和4年1月に公表しました。更にロードマップに記載された取組のうち主要なものについては新規重点施策として事業化し、令和4年度当初予算にしっかりと盛り込んだところです。

これらの事業の実施に当たっては、国と地方公共団体が歩調を合わせ、規制改革を始めとしたデジタル化阻害要因の解消を図りながら、それぞれが同じ目的に向かって最適な行動をとるよう努める必要があると考えます。

つきましては、本県が目指すビジョンの実現に向けて、以下の要望について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 1 新型コロナワクチン接種証明アプリ等を活用した接種手続きの簡素化

現在のワクチン接種は、住民票のある市町村の発行する接種券を2回目接種からの接種間隔の確認や接種記録のVRSへの登録、接種費用の請求に使用している。

3回目接種の実施の際、接種の要件となる2回目接種からの接種間隔が当初8か月以上だったところ、7か月、6か月と短期間に二転三転したため、市町村の接種券発行事務は混乱した。

5月25日からは2回目接種からの接種間隔が5か月以上に短縮されるとともに、4回目接種が開始された。

特に4回目接種では対象が、60歳以上の者及び18歳以上基礎疾患を有する者等に限定されたことにより、市町村が保有する情報だけでは対応できず、接種券の発行が接種の円滑な実施のボトルネックになりかねない。

国の開発した接種証明アプリ等を活用し接種券の発行がボトルネックにならない接種体制を構築する必要がある。接種の円滑な実施と、市町村をはじめとする関係者の負担軽減のため、次の点について要望する。

- 国の開発した接種証明アプリの機能追加やマイナンバーカードの活用などにより、接種券を用いない接種の在り方を検討し、接種の電子化をより一層加速させること。

## 2 指定難病公費負担医療申請手続きのDX化早期実現について

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の患者に対する医療費助成制度は、難治性の疾病であるにもかかわらず、継続的な受給のために、毎年、診断書や課税証明書の提出を要するなど、難病患者にとって過大な負担となっている。

現在、厚生労働省においては、令和5年11月を目途に、医師（難病指定医）が診断書の情報をオンラインで国のデータベースに登録する仕組みづくりが進んでいるが、医療機関が入力した診断書を印刷して患者に渡すことが前提とされているため、依然として紙ベースの申請が継続される見込みとなっている。

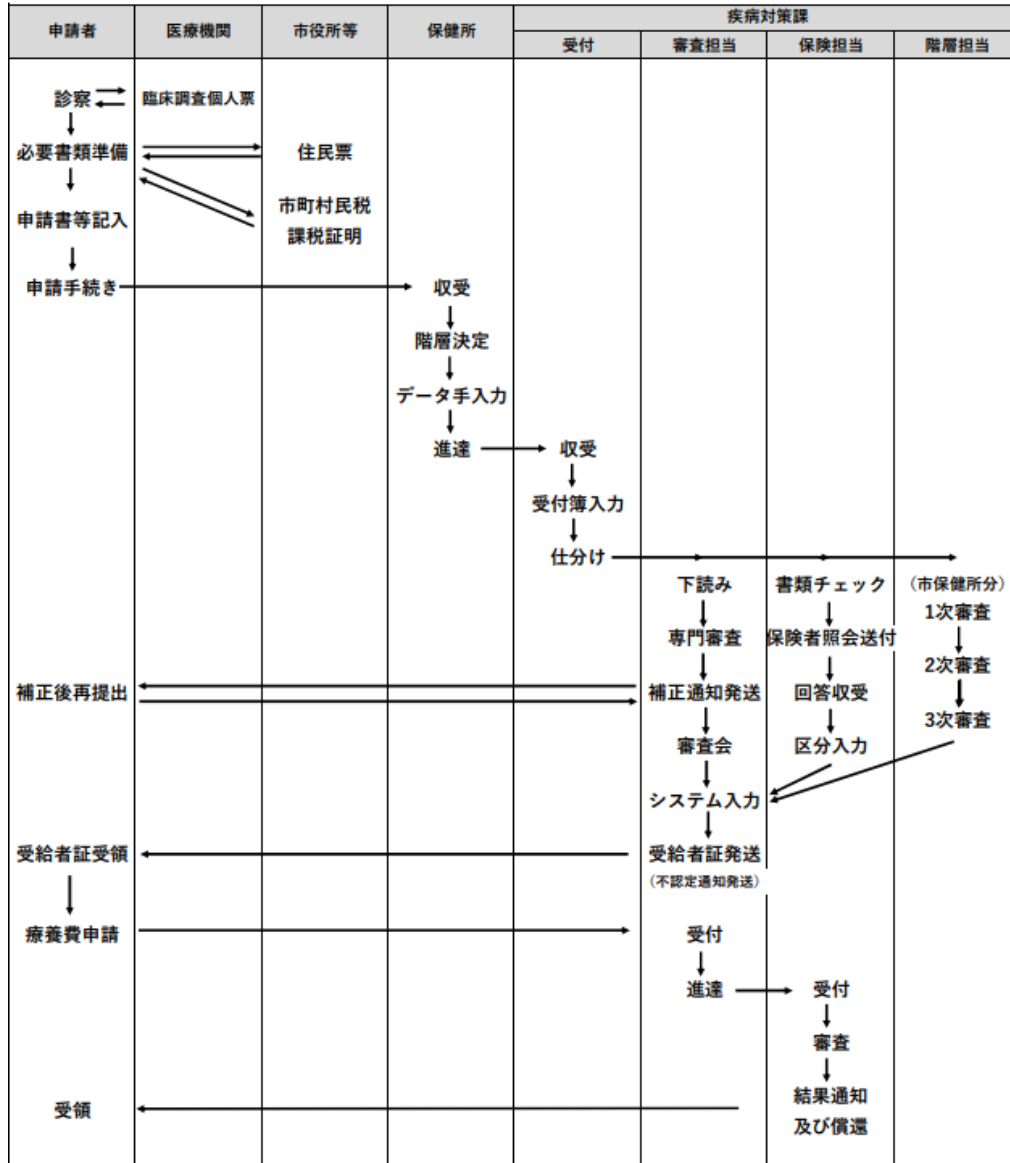
また、個人番号を活用した情報連携により申請書類の省略が可能とされているが、必要な住民票情報が情報連携のみでは取得できないこと、現在の情報連携の仕様では事務負担が過大になること等、実務上情報連携を活用することが困難な状況である。

申請手続きのDX化の早期実現により、難病患者及び地方自治体の負担を軽減するため、以下の内容について要望する。

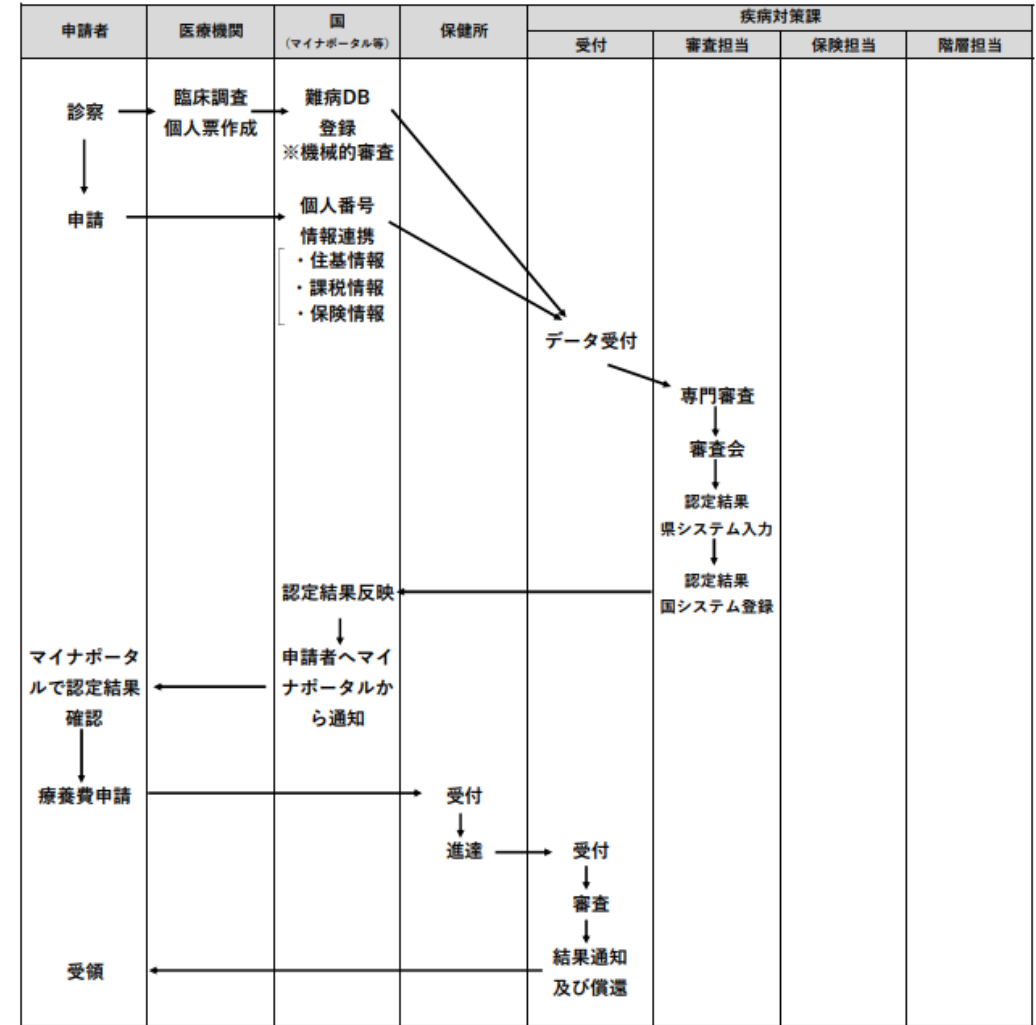
- 指定難病については、オンライン登録・データベース化された診断書情報をマイナポータルと連動させ、申請から認定まで自動で行える省庁横断的な全国共通システムを国が開発することを含め、ワンストップで受給申請ができるよう整備すること。
- 紙の「指定難病医療受給者証」の提示に代えて、マイナンバーカードを提示することで指定難病医療費の助成を受給できるようにすること。
- 医療機関におけるマイナンバーカードの導入の拡大や診断書のオンライン登録が進むよう支援すること。

# 現行とDX化後の事務フロー

## 現行フロー



## DX化後フロー



# DX化による指定難病医療受給認定に係る変更点

	項目	現行	DX化後
申請者	申請手続き	紙ベースの申請書を提出	マイナポータルでオンライン申請
	添付書類(診断書)	難病指定医が記載した診断書(紙)を申請書に添付	× (添付不要。難病指定医は診断書データを難病DBに登録申請者は、申請時に難病DBへのアクセスキーを入力)
	添付書類(住民票・課税証明)	市町村役場等で取得し、添付。	× (添付不要。個人番号を用いた情報連携)
	添付書類(保険者照会の同意書)	高額療養費の区分を医療保険者に照会することについての同意書を提出	× (添付不要。情報連携により医療保険者照会が不要になる)

自治体	診断書の審査	専門審査員(医師)が審査	自動判定 (難病DB登録時に内容を1次判定)
	自己負担上限月額の設定	住民票、課税証明書をもとに決定	自動判定 (個人番号を用いて情報連携)
	高額療養費の区分の照会	高額療養費の区分を医療保険者に照会	自動判定 (個人番号を用いて情報連携)
	受給者証の発行	紙ベースの受給者証を発行	マイナンバーカードを受給者証代わりに使用 (紙の受給者証の持ち歩きが不要)

## 3 金融機関の諸手続における押印不要化、電子化等の実現について

本県では、DXはいきなり最終的な変革を実現しようとするのではなく、「デジタイゼーション」「デジタルイゼーション」といった段階を経て「デジタルトランスフォーメーション」に至る流れが適切であると考えている。

この考え方に基づき、本県ではまず「オフィスのペーパーレス化」から取り組むこととし、紙文化の象徴といえる押印の見直しや、使い勝手の良いデジタルツールの導入なども実施してきたところである。

ペーパーレスを行政内部の効率化のみに止めず、広く民間にも波及させるためには、金融機関が諸手続において商取引慣行上求めている押印や書面の提出についても、押印不要化や電子化等を実現する必要がある。

このことについては、令和2年7月2日付け「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（規制改革推進会議）においても、早急に解決策を検討し、実行に移すよう、提言されている。

特に県においては、金融機関を通じて県民・法人に対する公金の取扱を行っていることから、金融機関の諸手続を押印不要化や電子化する取組は、本県DXビジョンの実現につながるものとして重要であることから次の点について要望する。

- 金融機関が諸手続において商取引慣行上求めている押印や書面の提出について、デジタル庁から銀行協会、金融庁等に働きかけて、早期に押印不要化や電子化等を実現すること。

## 4 自治体におけるマイナンバーカードの申請手続・交付事務の簡素化やシステムの安定化

国では、令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指して、「マイナポイント第2弾」を行うなどマイナンバーカードの普及促進を図っている。そのため、今後もマイナンバーカードの交付申請数が増加することが予想されることから、マイナンバーカード交付事務を担う市町村の窓口業務の負担も増加することが考えられる。

住民の利便性の向上とともに、市町村の窓口業務の負担軽減を図るため、以下の内容について要望する。

- マイナンバーカードの更新について

マイナンバーカードの初回交付時に厳格な本人確認を行っていることから、カードの更新時は来庁せずとも手続きを可能にすること。

- マイナンバーカードの電子証明書について

マイナンバーカードの電子証明書の更新や住民異動による失効後の新規設定等について、窓口による手続き以外にオンラインや郵送による手続きを可能とすること。

また、電子証明書の有効期限をカードの有効期限と同一とし、カードの更新と同時に更新手続きを行えるようにすること。

- 地方公共団体情報システム機構が運営するシステムの安定稼働について

市町村が行うマイナンバーカードの交付事務は、地方公共団体情報システム機構が運営するシステムで行うことから、交付申請数が増加し窓口業務が集中した場合にも対応できるよう、当該システムの安定稼働及び安定的な通信の確保に努めること。



## 5 工事情報共有システム（ASP方式）の標準化について

本県では、令和3年度からASP方式の工事情報共有システムを試行導入している。

ASPを利用した受発注者へのアンケート結果では、施工管理全般の効率化が図られることから、利用者の8割以上が今後も利用を希望しており、本県では、さらなる普及拡大を図っていくこととしている。

本県のASP事業者選定では、工事書類を本県独自の書式に「カスタマイズ」できること、及びシステムに不慣れな受発注者を支援するため、「研修・ヘルプデスク対応」が可能であることを国土交通省の機能要件に付加し、また、現場を効率よく管理するために「遠隔臨場機能」を必須とするなど、さらなる機能要件の拡充を図っている。

このため、国の発注工事で選定しているASP事業者とは、必ずしも同じASP事業者を選定できない場合があり、受注者から使い慣れたシステムを利用したいとの意見が寄せられている。

今後、国、地方公共団体に係るすべての受発注者に、工事情報共有システムの普及拡大を図るため、下記の事項を要望する。

- 地方公共団体の意見を汲み上げ、工事書類のさらなる「書式の標準化」を進めること。また、標準化が困難な場合における代替策として、「カスタマイズ」への対応を機能要件とすること。
- システムに不慣れな受発注者を支援するため、「研修・ヘルプデスク対応」が可能であることを機能要件に付加すること。
- 現場を効率よく管理することができる「遠隔臨場機能」を必須要件とすること。